

慶應義塾中等部 同窓会会則

第1章 総 則

第1条（名 称） 本会は慶應義塾中等部同窓会（以下本会という）と称する。

第2条（事 務 局） 本会は本部を東京都港区三田2-17-10 慶應義塾中等部内におく。

第3条（会 員） 本会は次の会員および特別会員をもって構成する。

1. 会員は慶應義塾中等部卒業生とする。
2. 特別会員は慶應義塾中等部教員および、元慶應義塾中等部教員とする。

第4条（目 的） 本会は慶應義塾中等部（以下中等部という）卒業生の連絡をはかり会員相互の親睦を厚くし、自由な中等部の気風の伝承と高揚をはかることを目的とする。

第2章 事 業

第5条（事 業） 本会は次の事業を行なう。

- 一 塾風の伝承に関する援助。
- 二 同窓生の親睦を促進する催事の開催および援助。
- 三 会員名簿の管理。
- 四 慶應義塾中等部同窓会奨学金制度（中等部ひまわり奨学金）の運用。但し、その運用については別に定める「慶應義塾中等部ひまわり奨学金運用規程」に従う。
- 五 慶應義塾中等部が行う諸事業の後援。
- 六 特選塾員の推薦。
- 七 その他本会の目的達成に必要な事業。

第3章 役 員

第6条（役員の構成） 本会は次の役員をおく。

- | | |
|---------------|--------------|
| 一 名 誉 会 長 | 1名 |
| 二 会 長 | 1名 |
| 三 常 任 委 員 長 | 1名 |
| 四 常 任 副 委 員 長 | 若干名 |
| 五 常 任 委 員 | 各回生より1名 |
| 六 代 議 員 | 卒業時の各クラスより1名 |
| 七 実 行 委 員 | 必要数 |
| 八 監 事 | 若干名 |
| 九 顧 問 | 若干名 |

名 誉 会 長

第7条（名 誉 会 長） 名誉会長は慶應義塾中等部長があたる。

会 長

第8条（会長の役割・選出選任・任期） 会長の役割・選出選任および任期は以下の通りとする。

1. （役 割） 会長は本会を代表する。
2. （選 出 選 任） 会長は会員より選出する。会長候補者は、会長選考会議によって選出され、代議員総会において過半数の賛成により選任される。
3. （選 考 会 議） 会長選考会議は、会長経験者および常任委員長経験者で構成する。会長選考会議は次の場合に常任委員長が招集する。
 - (1) 会長から辞意の表明があった場合。
 - (2) 会長の任期が終了する日から遡って1年以内。
 - (3) その他開催の必要が生じた場合。
4. （任 期） 会長の任期は代議員総会での選任より4年後の代議員総会までの1期を限度とする。

常 任 委 員 長

第9条（常任委員長の役割・選出選任・任期・退任） 常任委員長の役割・選出選任・任期および退任は以下の通りとする。

1. （役 割） 常任委員長は常任委員会を組織し、本会の運営を統括する。
2. （選 出 選 任） 次期常任委員長は常任委員長が会員の中から指名し、常任委員会で選任される。
3. （任 期） 常任委員長の任期は会計年度の2年間とし1期を限度とする。
4. （任期中退任） 常任委員長が任期中に退任する場合は、任期満了までの新任者を常任委員長が指名し、常任委員会で選任する。

常任副委員長

第10条（常任副委員長の役割・選出選任・任期・退任） 常任副委員長の役割・選出選任・任期および退任は以下の通りとする。

- 1.（役割） 常任副委員長は常任委員長を補佐する。
- 2.（選出選任） 常任副委員長は常任委員長が会員の中から指名し常任委員会で選任される。
- 3.（任期） 常任副委員長の任期は会計年度の1年間とし、重任を妨げない。
- 4.（任期中退任） 常任副委員長が任期中に退任する場合は、常任委員長に届け出なければならない。常任副委員長の欠員期間中は必要に応じて常任委員長がその任を代行する。

常任委員

第11条（常任委員の役割・選出選任・任期・退任） 常任委員の役割・選出選任・任期および退任は以下の通りとする。

- 1.（役割） 常任委員は学年を代表して本会の運営にあたる。
- 2.（選出選任） 常任委員は卒業後50年までの卒業時の各回生の代議員の中から選出される。
但し、常任委員としての活動に支障をきたす事由が発生した場合には、常任委員長は当該の回生の中から後任の常任委員候補者を指名し、常任委員会において承認を受ける事ができる。
- 3.（任期） 常任委員の任期は会計年度の2年間とし、重任を妨げない。
- 4.（任期中退任） 常任委員が任期中に退任する場合は、常任委員長に届け出なければならない。
この場合、新任者は前任者の任期満了と共に任期を満了する。常任委員の欠員期間中は常任委員長がその任を代行する。

代議員

第12条（代議員の役割・選出選任・任期・退任） 代議員の役割・選出選任・任期および退任は以下の通りとする。

- 1.（役割） 代議員はクラスを代表して本会の運営にあたる。
- 2.（選出選任） 代議員は会員の中から卒業時のクラスごとに1名が選出される。
- 3.（任期） 代議員の任期は会計年度の2年間とし、重任を妨げない。
- 4.（任期中退任） 代議員が任期中に退任する場合は、常任委員長に届け出なければならない。
代議員の欠員期間中は常任委員または同年度の他の代議員の中から互選により選ばれた者がその任を代行する。

実行委員

第13条（実行委員の役割・選出選任・任期・退任） 実行委員の役割・選出選任・任期および退任は以下の通りとする。

- 1.（役割） 実行委員は実行委員会を組織し本会の運営にあたる。
- 2.（選出選任） 実行委員は常任委員長が会員の中から選任する。
- 3.（任期） 実行委員の任期は会計年度の1年間とし、重任を妨げない。
- 4.（任期中退任） 実行委員が任期中に退任する場合は、常任委員長に届け出なければならない。
実行委員の欠員期間中は常任委員長がその任を代行する。

監事

第14条（監事の役割・選出選任） 監事の役割・選出選任は以下の通りとする。

- 1.（役割） 監事は会計の監査にあたる。
- 2.（選出選任） 監事は会長が選出した会員および慶應義塾中等部長が推薦した慶應義塾中等部教員に対して会長が委嘱する。

顧問

第15条（顧問の役割・選出選任） 顧問の役割・選出選任は以下の通りとする。

- 1.（役割） 顧問は慶應義塾中等部と本会との連絡および運営に対する助言を行う。
- 2.（選出選任） 顧問は慶應義塾中等部長が推薦した慶應義塾中等部教員に対して会長が委嘱する。

第4章 会議

代議員総会

第16条（代議員総会の定義） 代議員総会は、本会の最高決議機関であり、前年度の事業・予算・決算、当該年度の事業計画・会則の改定・会長の選任、その他必要な事項を決議あるいは承認する。

- 1.（構成員） 代議員総会は常任委員・代議員で構成する。
- 2.（招集） 代議員総会は会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。
- 3.（成立） 代議員総会は代議員総数の過半数以上の出席を以って成立する。ただし、代理出席、委任状提出者を含める。
- 4.（議決） 代議員総会での議決は、出席者および委任状提出者を含めた過半数を以って決議する。

5. (報 告) 会長は代議員総会での決議事項を会員に報告する。

常任委員会

第17条 (常任委員会の定義) 常任委員会は、代議員総会の決議に基づき執行に関わる事項について決定する。

1. (構成員) 常任委員会は常任委員・代議員および実行委員で構成する。
2. (招 集) 常任委員会は常任委員長が招集し、適宜開催する。
3. (報 告) 常任委員長は常任委員会での決議事項を常任委員・代議員および実行委員に報告する。

実行委員会

第18条 (実行委員会の定義) 実行委員会は、本会の事業の執行を目的として、必要に応じて組織する。

1. (構成員) 実行委員会は、会員から選出した実行委員で構成する。
2. (報 告) 実行委員会はその活動経過および結果を常任委員会に報告し承認をえなければならない。

第5章 会 計

第19条 (経 費) 本会の経費は入会金、賛助会費、特別会費、利息収入、事業収入その他により支弁する。

第20条 (会 計 年 度) 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第21条 (会 計 区 分) 本会の会計は一般会計および特別会計とする。

第22条 (基 金) 本会の将来の発展の為に剰余金の一部を基金とすることができる。

第23条 (会 計 監 査) 本会の会計は監事が監査し、代議員総会で報告する。

昭和47年10月14日	…一部改正
昭和49年4月1日	…一部改正
昭和50年6月28日	…一部改正
昭和59年6月16日	…一部改正
平成5年6月12日	…一部改正
平成6年6月11日	…一部改正
平成8年6月15日	…一部改正
平成11年6月19日	…一部改正
平成13年6月16日	…一部改正
平成18年6月17日	…一部改正
平成20年6月21日	…一部改正
平成22年6月19日	…一部改正
平成23年6月18日	…一部改正
平成24年6月23日	…一部改正
平成28年6月18日	…一部改正